



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年7月5日火曜日 第2787号

◇ 目 次 ◇

| | | |
|------------------------|--------------------|-----|
| 県営土地改良事業の事業計画書の縦覧..... | (農地整備課) ... | 542 |
| 公有水面埋立工事のしゅん功認可..... | (港湾海岸課) ... | 542 |
| 指定道路の指定..... | (南予地方局建築指導課) ... | 543 |
| 開発行為に関する工事の完了..... | (南予地方局大洲土木事務所) ... | 543 |

人事委員会公告

| | | |
|---|----------------|-----|
| 平成28年度愛媛県職員採用候補者(初級及び資格免許職)試験公告..... | (人事委員会事務局) ... | 543 |
| 平成28年度身体障がい者を対象とした愛媛県職員採用候補者(初級)試験公告..... | (") ... | 546 |
| 平成28年度愛媛県少年補導職員採用候補者試験公告..... | (") ... | 548 |
| 平成28年度愛媛県警察官(男性)(高校卒程度)採用候補者試験公告..... | (") ... | 550 |
| 平成28年度愛媛県警察官(女性)(高校卒程度)採用候補者試験公告..... | (") ... | 554 |

選挙管理委員会告示

| | | |
|-----------------------------|---------------|-----|
| 直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数..... | (選挙管理委員会) ... | 557 |
|-----------------------------|---------------|-----|

雑 報

| | | |
|--------------------------|-------------|-----|
| 平成28年度行政書士試験の実施について..... | (私学文書課) ... | 557 |
|--------------------------|-------------|-----|

告 示

○愛媛県告示第815号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、今治市菊間町長坂地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成28年7月5日

愛媛県知事 中村 時広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業(ため池等整備事業・長坂第2地区)計画書の写し

2 縦覧期間

平成28年7月6日から8月3日まで

3 縦覧場所

今治市役所本庁及び菊間支所

○愛媛県告示第816号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、松山市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成28年7月5日

松山港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中村 時広

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人に

あつては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 中村 時広

松山市岩崎町一丁目7番地7号

2 埋立区域

(1) 位置

2工区の9

松山市大可賀3丁目1466番の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び32の地点と31の地点とを結んだ線により囲まれた区域

基点(松山市南吉田町無番地の国土地理院松山空港四等三角点)は、北緯33度50分01秒239、東経132度41分39秒127の地点
31の地点は、基点から真北13度33分14秒1.549.47メートルの地点

6の地点は、31の地点から真北301度53分27秒230.20メートルの地点

7の地点は、6の地点から真北212度05分49秒16.98メートルの地点

8の地点は、7の地点から真北302度07分00秒21.72メートルの地点

56の地点は、8の地点から真北9度13分19秒211.17メートルの地点

55の地点は、56の地点から真北121度25分16秒114.37メートルの地点

57の地点は、55の地点から真北9度14分07秒1.33メートルの地点

38の地点は、57の地点から真北122度04分26秒108.04メートルの地点

36の地点は、38の地点から真北121度58分56秒10.52メートルの地点

34の地点は、36の地点から真北217度04分38秒8.68メートルの地点
 33の地点は、34の地点から真北184度02分27秒155.46メートルの地点
 32の地点は、33の地点から真北157度03分18秒35.66メートルの地点
 (3) 面積
 43,436.88平方メートル
 3 埋立ての免許の年月日及び番号
 平成8年3月14日 愛媛県指令7港第492号
 4 しゅん功認可年月日
 平成28年7月5日

により、次のとおり指定道路を指定した。

平成28年7月5日

愛媛県南予地方局長 佐伯 登志男

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日
平成28年6月23日
- 3 指定道路の位置
西予市宇和町卯之町四丁目216番の一部、217番の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 21.33メートル
 - (2) 幅員 4.25メートル

○愛媛県告示第817号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定

○愛媛県告示第818号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成28年7月5日

愛媛県南予地方局長 佐伯 登志男

| 検査済証の番号及び交付年月日 | 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |
|-----------------------------|---|---|
| 28南大土（開）第543号 平成28年6月23日 | 喜多郡内子町内子1529番1、1529番5、1532番1、1532番2、1532番3、1532番4、1532番5、1532番6、1532番1・1532番2・1532番5地先里道・水路 | 松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄道株式会社 代表取締役 清水 一郎 |

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第5号

平成28年度愛媛県職員採用候補者（初級及び資格免許職）試験公告

平成28年7月5日

愛媛県人事委員会

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 電話(089)912-2826
 愛媛県職員採用情報ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/employment/>

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。

なお、申込み後の試験区分の変更はできません。

また、同一日に試験を実施する他の愛媛県職員採用候補者試験と重複して申し込むことはできません。

(1) 初級

| 試験区分 | 採用予定人員 | 職務内容 |
|------|--------|---|
| 一般事務 | 13人程度 | 知事部局、教育委員会事務局等の本庁若しくは地方機関、県立学校又は公立小・中学校に勤務し、一般事務に従事します。 |
| 警察事務 | 2人程度 | 警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。 |

(2) 資格免許職

| 試験区分 | 採用予定人員 | 職務内容 |
|--------------|--------|--|
| 大卒学卒業者 司書 | 1人程度 | 議事事務局、教育委員会事務局の本庁又は図書館に勤務し、図書資料の収集・分類・整理、図書の貸出し等の業務に従事します。 |

| | | | |
|--------------------------------------|-----------|------|---|
| 短 期 大 学 卒 業 程 度 | 歯 科 衛 生 士 | 1人程度 | 知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、口腔衛生指導、歯科保健事業の推進、歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等の業務に従事します。 |
|--------------------------------------|-----------|------|---|

2 受験資格

(1) 日本の国籍を有する者

ただし、資格免許職については、日本の国籍を有しない者であっても、次のいずれかに該当する者は受験することができます。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定められている永住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定められている特別永住者

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

(3) それぞれの試験について、次に該当する者

ア 初級

| 試 験 区 分 | 受 験 資 格 |
|---------|--|
| 一 般 事 務 | 平成7年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者（学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者及び平成29年3月末日までに大学等を卒業する見込みの者は、除く。） |
| 警 察 事 務 | |

イ 資格免許職

| 試 験 区 分 | 受 験 資 格 |
|-----------|---|
| 司 書 | (1) 次のいずれかに該当する者 ア 昭和57年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者 イ 平成7年4月2日以降に生まれた者で、大学等を卒業した者又は大学等を平成29年3月末日までに卒業する見込みの者 (2) 司書の資格を有する者又は平成29年3月末日までにこの資格を取得する見込みの者 |
| 歯 科 衛 生 士 | (1) 昭和57年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者 (2) 歯科衛生士の免許を有する者又は平成29年4月末日までにこの免許を取得する見込みの者 |

3 試験の日時、試験会場及び合格発表

| 区分 | 日 | 時 | 試 験 会 場 | 合 格 発 表 |
|-------|--|---------------------|-------------------------|---------------------------|
| 第1次試験 | 平成28年9月25日 (日曜日) 受付時間 午前8時15分～午前9時 遅刻した場合は受験できません。 | 午前9時15分～ 午後0時 | 愛媛県庁 (松山市一番町四丁目4番地2) | 10月中旬 第1次試験当日にお知らせします。 |
| | | 午前9時15分～ 午後3時30分 | | |
| 第2次試験 | 10月下旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。 | | | 11月中旬 |

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）にも掲載します。

4 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

| 区分 | 試験・検査種目 | 配 点 | 試 験 の 内 容 |
|-------|---------|-----|---|
| 第1次試験 | 教 養 試 験 | 50点 | 高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間） |
| | 教 養 試 験 | 50点 | 各試験区分に応じ、大学卒業程度又は短期大学卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間30分） |
| | 専 門 試 験 | 40点 | 各試験区分に応じて必要な専門的知識及び技能について、筆記試験を行います。（択一式40題、解答時間2時間） なお、試験の出題分野は、おおむね別表のとおりです。 |

| | | | |
|-------|---------|------|--|
| 第2次試験 | 口 述 試 験 | 300点 | 人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。 |
| | 作 文 試 験 | 60点 | 識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間） |
| | 適 性 検 査 | - | 職務遂行に必要な適性について、検査を行います。 |

- (2) 第1次試験合格者は、初級については教養試験の得点、資格免許職については教養試験と専門試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、各試験のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。なお、その際、初級については、第1次試験の得点を90点満点に換算します。また、第2次試験の各試験種目、検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験及び専門試験の例題と前年度に出題した作文試験の課題を、ホームページに掲載しています。
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

なお、受付期間は次のとおりです。

平成28年 8月18日（木）午前 8時30分から 9月 5日（月）午後 5時15分まで

原則、郵送や持参による申込みは受け付けできませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合には、8月29日（月）までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください。（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。）
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前 8時30分から午後 5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます。（必ず電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。）
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。9月16日（金）までに電子メールが届かない場合には、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。

この名簿は、原則として、平成29年 4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。

- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（知事、公営企業管理者、教育委員会、警察本部長等）がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、**名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。**
- (3) **資格免許職については、所定の時期までに資格又は免許を取得しなかった場合は、採用されません。**
- (4) 日本の国籍を有しない者については、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

| 試 験 区 分 | | 現 行 給 料 月 額 |
|---------|---------|-------------------------|
| 初 級 | 一 般 事 務 | 行政職給料表1級7号給 147,313円 |
| | 警 察 事 務 | |

| | | | |
|-----------|--------------------------|-------------------|----------|
| 資 格 免 許 職 | 司 書 | 行政職給料表 1 級27号給 | 180,730円 |
| | 歯 科 衛 生 士 (短大3年制課程卒業) | 医療職給料表(□) 1 級19号給 | 176,013円 |
| | 歯 科 衛 生 士 (短大2年制課程卒業) | 医療職給料表(□) 1 級13号給 | 164,574円 |

学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）を持参の上、午前8時30分（合格発表当日は、合格発表後）から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。）

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

| 開示請求できる人 | 開 示 内 容 | 開示期間 | 開 示 場 所 |
|-----------|---|------------------|-------------|
| 第1次試験不合格者 | 第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験種目がある者については、順位に代えて当該試験種目名） | 第1次試験合格発表の日から1月間 | 愛媛県人事委員会事務局 |
| 第2次試験受験者 | 第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、総合順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名） | 第2次試験合格発表の日から1月間 | |

別表（4関係） 専 門 試 験 （ 資 格 免 許 職 ） の 出 題 分 野

| 試験区分 | 出 題 分 野 |
|-----------|---|
| 司 書 | 生涯学習概論、図書館概論（図書館制度を含む。）、図書館経営論、図書館サービス論、情報サービス論、図書館情報資源論、情報資源組織論、児童サービス論 |
| 歯 科 衛 生 士 | 人体（歯・口腔を除く。）の構造と機能、歯・口腔の構造と機能、疾病の成り立ち及び回復過程の促進、歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み、歯科衛生士概論、臨床歯科医学、歯科予防処置論、歯科保健指導論、歯科診療補助論 |

○愛媛県人事委員会公告第6号

平成28年度身体障がい者を対象とした愛媛県職員採用候補者（初級）試験公告

平成28年 7月 5日

愛媛県人事委員会

〒 790 - 8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁内 電話（089）912 - 2826
愛媛県職員採用情報ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/employment/>

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。

なお、申込み後の試験区分の変更はできません。

また、同一日に試験を実施する他の愛媛県職員採用候補者試験と重複して申し込むことはできません。

| 試 験 区 分 | 採 用 予 定 人 員 | 職 務 内 容 |
|---------|-------------|---|
| 一 般 事 務 | 若干名 | 知事部局、教育委員会事務局等の本庁若しくは地方機関、県立学校又は公立小・中学校に勤務し、一般事務に従事します。 |
| 警 察 事 務 | 若干名 | 警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。 |

2 受験資格

- (1) 昭和57年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの者
- (3) 自力により通勤（家族等による送迎を含む。）が可能で、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能なる者
- (4) 日本の国籍を有する者
- (5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

3 試験の日時、試験会場及び合格発表

| 区分 | 日 | 時 | 試 験 会 場 | 合 格 発 表 |
|------------|---|--|-----------------------------|---------------------------|
| 第1次 試 験 | 平成28年 9月25日 (日曜日) | 午前 9 時15分から午後 0 時まで 受付時間 午前 8 時15分～午前 9 時 遅刻した場合は受験できません。 | 愛媛県庁 (松山市一番町四丁目 4 番地 2) | 10月中旬 第1次試験当日にお知らせします。 |
| 第2次 試 験 | 10月下旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。 | | | 11月中旬 |

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）にも掲載します。

点字による受験の場合は、第1次試験の終了時間が異なります。

4 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

| 区分 | 試験・検査種目 | 配 点 | 試 験 の 内 容 |
|------------|---------|------|--|
| 第1次 試 験 | 教 養 試 験 | 40点 | 高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。（択一式40題、解答時間2時間（点字による受験の場合は、解答時間3時間）） |
| 第2次 試 験 | 口 述 試 験 | 300点 | 人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。 |
| | 作 文 試 験 | 60点 | 識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間） |
| | 適 性 検 査 | - | 職務遂行に必要な適性について、検査を行います。 |

- (2) 第1次試験合格者は、教養試験の得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合には、得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。なお、その際、第1次試験の得点を90点満点に換算します。また、第2次試験の口述試験、作文試験のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 第2次試験では、身体障害者手帳の持参が必要です。
- (5) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、ホームページに掲載しています。
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

なお、受付期間は次のとおりです。

平成28年 8月18日（木）午前 8 時30分から 9月 5日（月）午後 5 時15分まで

障がいの状況等により、インターネットにより申し込むことができない事情がある場合には、8月29日（月）までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください。（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。）
- (3) 申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前 8 時30分から午後 5 時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます。（必ず電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。）
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。9月16日（金）までに電子メールが届かない場合には、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

障がいの状況等により、申込者本人の署名が困難な場合は、代筆での記入を認めます。（その場合、代筆者の氏名も記入してください。）

7 受験時の配慮について

試験は、点字又は拡大文字による受験ができます。点字又は拡大文字による受験希望の有無（点字受験用の機器（点字器、点字タイプライター等）やルーペ等の使用の有無を含む。）のほか、車椅子や補助具等の使用の有無、駐車場利用希望の有無、その他受験にあたって希望する事項については、受験申込みの際に「受験にあたっての要望事項」欄に必ず入力してください。

なお、使用する補助具等は、各自で用意のうえ試験当日に持参してください。

教養試験問題は、通常文字は11ポイント程度、拡大文字は14ポイント程度です。

8 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。この名簿は、原則として、平成29年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。
- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（知事、教育委員会、警察本部長等）がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、**名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。**

9 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

| 試 験 区 分 | 現 行 給 料 月 額 |
|---------|----------------------|
| 一 般 事 務 | 行政職給料表1級7号給 147,313円 |
| 警 察 事 務 | |

学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

10 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）を持参の上、**午前8時30分（合格発表当日は、合格発表後）から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。**（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。）

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

| 開示請求できる人 | 開 示 内 容 | 開示期間 | 開 示 場 所 |
|-----------|--|------------------|-------------|
| 第1次試験不合格者 | 第1次試験の得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない場合は、その旨） | 第1次試験合格発表の日から1週間 | 愛媛県人事委員会事務局 |
| 第2次試験受験者 | 第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験種目がある者については、総合順位に代えて当該試験種目名） | 第2次試験合格発表の日から1週間 | |

○愛媛県人事委員会公告第7号

平成28年度愛媛県少年補導職員採用候補者試験公告

平成28年 7月 5日

愛媛県人事委員会

〒 790 - 8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 電話 (089) 912 - 2826
 愛媛県職員採用情報ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/employment/>

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

| 試 験 区 分 | 採 用 予 定 人 員 | 職 務 内 容 |
|-------------|-------------|--|
| 少 年 補 導 職 員 | 1人程度 | 警察本部又は警察署に勤務し、少年補導、保護活動、支援活動、広報活動等の業務に従事します。 |

2 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 昭和56年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者

イ 平成7年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者又は大学等を平成29年3月末日までに卒業する見込みの者

(2) 日本の国籍を有する者

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

(4) 次のいずれかに該当する者

ア 教員免許を有する者又は平成29年3月末日までにこの免許を取得する見込みの者

イ 学校教育法による大学（短期大学を含む。）又はこれと同等と人事委員会が認めるものにおいて、児童心理学、発達心理学、教育心理学、青年心理学、臨床心理学その他の心理学を修学した者又はこれらを平成29年3月末日までに修学する見込みの者

3 試験の日時、試験会場及び合格発表

| 区 分 | 日 時 | 試 験 会 場 | 合 格 発 表 |
|-----------|---|-------------------------|---------------------------|
| 第 1 次 試 験 | 平成28年9月25日（日曜日） 午前9時15分から午後0時まで 受付時間 午前8時15分～午前9時 遅刻した場合は受験できません。 | 愛媛県庁 （松山市一番町四丁目4番地2） | 10月中旬 第1次試験当日にお知らせします。 |
| 第 2 次 試 験 | 10月下旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。 | | 11月中旬 |

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）にも掲載します。

4 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

| 区分 | 試験・検査種目 | 配点 | 試 験 の 内 容 |
|-------|---------|------|--|
| 第1次試験 | 教 養 試 験 | 50点 | 大学卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間30分） |
| 第2次試験 | 口 述 試 験 | 168点 | 人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。 |
| | 作 文 試 験 | 32点 | 識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間） |
| | 適 性 検 査 | - | 職務遂行に必要な適性について、検査を行います。 |

(2) 第1次試験合格者は、教養試験の得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合には、得点にかかわらず不合格となります。

(3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験種目、検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。

(4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、ホームページに掲載しています。

また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 受験申込み

(1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

なお、受付期間は次のとおりです。

平成28年 8月18日(木) 午前 8時30分から 9月 5日(月) 午後 5時15分まで

原則、郵送や持参による申込みは受け付けできませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合には、8月29日(月)までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください。(ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。)
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前 8時30分から午後 5時15分まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。)受け付けます。(必ず電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。)
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。(受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。)

なお、使用される機器や通信回線上的障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。9月16日(金)までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県少年補導職員採用候補者として、採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に記載されます。この名簿は、原則として、平成29年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。
- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者(警察本部長)が選考を行い、決定します。したがって、**名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。**
- (3) 採用者は、愛媛県警察本部において、少年補導職員として必要な教養を受け、警察本部又は警察署に配置されます。

8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、行政職給料表1級27号給(現行給料月額180,730円)が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類(学生証、運転免許証等)を持参の上、午前 8時30分(合格発表当日は、合格発表後)から午後 5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。)

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

| 開示請求できる人 | 開 示 内 容 | 開示期間 | 開 示 場 所 |
|-----------|---|------------------|-------------|
| 第1次試験不合格者 | 第1次試験の得点及び順位(ただし、一定の基準に達しない場合は、その旨) | 第1次試験合格発表の日から1週間 | 愛媛県人事委員会事務局 |
| 第2次試験受験者 | 第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位(ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、総合順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名) | 第2次試験合格発表の日から1週間 | |

○愛媛県人事委員会公告第8号

平成28年度愛媛県警察官(男性)(高校卒程度)採用候補者試験公告

平成28年 7月 5日

愛媛県人事委員会
愛媛県警察本部

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

| 試験区分 | 都府県名 | 採用予定人員 | 職務内容 |
|-------|------|--------|--|
| 高校卒程度 | 愛媛県 | 42人程度 | 個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。 |
| | 警視庁 | 2人程度 | |
| | 神奈川県 | 3人程度 | |
| | 大阪府 | 5人程度 | |
| | 兵庫県 | 2人程度 | |

第2志望まで選択することができますが、**第1志望は必ず愛媛県としてください。**愛媛県の第1次試験に合格した場合、第2志望はなかったものとみなします。

また、申込み後の志望都府県の変更はできません。

2 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) 昭和61年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた男子（学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者及び大学等を平成29年3月末日までに卒業する見込みの者は、除く。）

ただし、警視庁の受験資格（生年月日）は「昭和61年10月17日から平成11年4月1日まで」です。これに該当しない場合は、警視庁を第2志望とすることはできません。

また、大学等に相当するものについては、他の都府県によっては愛媛県と異なる場合がありますので、志望する都府県に直接問い合わせてください。

3 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

| 区分 | 試験・検査種目 | 配点 | 試験の内容 | | | | | | | | | | | | |
|---------------|---|---|--|----|----|-----------------------------------|--------------|------------------------|---------------|---|--------------|-------|-------|-----------|-------|
| 第1次試験 | 教養試験 | 50点 | 高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間） | | | | | | | | | | | | |
| | 体力試験（愛媛県のみ） | 20点 | 職務遂行に必要な体力について、試験を行います。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>反復横とび</td> <td>50回以上 / 20秒間</td> </tr> <tr> <td>握力</td> <td>45kg以上（左右の平均）</td> </tr> <tr> <td>上体起こし</td> <td>25回以上 / 30秒間</td> </tr> <tr> <td>腕立て伏せ</td> <td>30回以上</td> </tr> <tr> <td>20mシャトルラン</td> <td>65回以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>基準に達しない種目が2種目以上ある場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。</p> | 種目 | 基準 | 反復横とび | 50回以上 / 20秒間 | 握力 | 45kg以上（左右の平均） | 上体起こし | 25回以上 / 30秒間 | 腕立て伏せ | 30回以上 | 20mシャトルラン | 65回以上 |
| | 種目 | 基準 | | | | | | | | | | | | | |
| | 反復横とび | 50回以上 / 20秒間 | | | | | | | | | | | | | |
| 握力 | 45kg以上（左右の平均） | | | | | | | | | | | | | | |
| 上体起こし | 25回以上 / 30秒間 | | | | | | | | | | | | | | |
| 腕立て伏せ | 30回以上 | | | | | | | | | | | | | | |
| 20mシャトルラン | 65回以上 | | | | | | | | | | | | | | |
| スポーツ加点（愛媛県のみ） | 5点 | 柔道、剣道又はその他スポーツの資格等について、基準を満たしている場合は加点します。（詳細は、別表「加点の申請について」を参照） <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柔道</td> <td>2段以上（講道館認定の段位に限る。）</td> </tr> <tr> <td>剣道</td> <td>2段以上（全日本剣道連盟認定の段位に限る。）</td> </tr> <tr> <td>スポーツ歴</td> <td>全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）で、日本選手権、国民体育大会、大学選手権、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会又はこれらに準ずる大会への選手としての出場経験</td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | 基準 | 柔道 | 2段以上（講道館認定の段位に限る。） | 剣道 | 2段以上（全日本剣道連盟認定の段位に限る。） | スポーツ歴 | 全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）で、日本選手権、国民体育大会、大学選手権、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会又はこれらに準ずる大会への選手としての出場経験 | | | | | |
| 項目 | 基準 | | | | | | | | | | | | | | |
| 柔道 | 2段以上（講道館認定の段位に限る。） | | | | | | | | | | | | | | |
| 剣道 | 2段以上（全日本剣道連盟認定の段位に限る。） | | | | | | | | | | | | | | |
| スポーツ歴 | 全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）で、日本選手権、国民体育大会、大学選手権、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会又はこれらに準ずる大会への選手としての出場経験 | | | | | | | | | | | | | | |
| 身体検査 | - | 職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、検査を行います。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視力</td> <td>両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。</td> </tr> <tr> <td>聴力</td> <td>完全であること。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>身体に障害その他の異常がなく健康であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>基準に達しない項目がある場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。</p> | 項目 | 基準 | 視力 | 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 | 聴力 | 完全であること。 | その他 | 身体に障害その他の異常がなく健康であること。 | | | | | |
| 項目 | 基準 | | | | | | | | | | | | | | |
| 視力 | 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 聴力 | 完全であること。 | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 身体に障害その他の異常がなく健康であること。 | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|-------|---------|-----|--|
| 第2次試験 | 口 述 試 験 | 75点 | 人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。 |
| | 作 文 試 験 | 30点 | 識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間） |
| | 適 性 検 査 | - | 職務遂行に必要な適性について、検査を行います。 |
| | 身体精密検査 | - | 職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。 なお、弁色力については、次の基準で検査を行います。 職務遂行に支障がないこと。 検査の結果によっては、再検査を行った上で判定します。 |

- (2) 第1次試験合格者は、第1次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第1次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第2次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載しています。
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。
- (5) 第1次試験の1日目は、体力試験及び身体検査に適した服装で来てください。
教養試験以外の試験方法や基準等は愛媛県のもので、他の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

別表 加点の申請について

| 項 目 | 証 明 書 類 | 申 請 方 法 |
|-------|--|---|
| 柔 道 | 講道館が認定した段位を証明する書類の写し | 受験申込時にスポーツ加点を申請する旨を入力した上で、「スポーツ加点申請書」及び「証明書類」を、簡易書留郵便による郵送又は持参により愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。（提出期限：平成28年9月5日（月）午後5時15分（必着）） スポーツ歴の全国大会参加の証明書類として、「出身校による全国大会参加証明書（原本）」以外の書類を提出された場合は、原本確認又は追加書類の提出を求める場合があります。（この場合、第1次試験（1日目）当日の受付終了時までに証明書類の原本又は追加書類を提出してください。） なお、次のいずれかに該当する場合は、加点しません。 (1) 加点基準を満たさない場合（基準を満たす事実が確認できない場合を含む。） (2) 受験申込時に、スポーツ加点を申請する旨の入力がない場合（申込み完了後の申込内容の変更はできませんので注意してください。） (3) 期限までに「スポーツ加点申請書」及び「証明書類」の提出がない場合（申請書と証明書類両方の提出が必要です。また、証明書類の原本確認又は追加書類の提出に応じられない場合も加点しません。） |
| 剣 道 | 全日本剣道連盟が認定した段位を証明する書類の写し | |
| スポーツ歴 | 出身校による全国大会参加証明書（原本）又は 次の(1)、(2)の両方が証明できる書類の写し (1) 地区予選を経た全国大会であること (2) 大会に選手として出場したこと (1)は基準で例示している全国大会の場合は不要 (2)は氏名、大会名及び開催年月が明記されたものであること | |

4 試験日、試験会場及び合格発表

| 区 分 | 試 験 日 | 試験・検査種目 | 試 験 会 場 | 合 格 発 表 |
|-------|--|--------------|--------------------------|---------------------------|
| 第1次試験 | 平成28年10月15日（土） 午前8時30分から午後5時30分までのうち 人事委員会が指定する時間 （遅刻した場合は受験できません。） | 体力試験 身体検査 | 松山北高等学校 （松山市文京町4番地1号） | 10月下旬 第1次試験当日にお知らせします。 |
| | 平成28年10月16日（日） 午前9時から午後0時まで 〔受付時間：午前8時から午前8時45分〕 遅刻した場合は受験できません。 | 教養試験 | | |
| 第2次試験 | 11月中旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。 | | | 12月上旬 |

体力試験及び身体検査の受付時間は、受験票に記載します。（「6 受験票の交付」参照）

愛媛県の合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、ホームページにも掲載します。

愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

なお、受付期間は次のとおりです。

平成28年8月18日（木）午前8時30分から9月5日（月）午後5時15分まで

原則、郵送や持参による申込みは受け付けできませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合には、8月29日（月）までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受

付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください。(ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。)

- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。)受け付けます。(必ず電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。)
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。(受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。)

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。10月7日(金)までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、**体力試験及び身体検査の受付時間**など記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官(男性)(高校卒程度)採用候補者として、採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に記載されます。
この名簿は、原則として、平成29年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。
- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者(警察本部長)が選考を行い、決定します。したがって、**名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。**
- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、10か月間初任教養を受けた後、県内各警察署に配置されます。
- (4) 警察官は、誰でも実力次第で昇任することができ、管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教養を受ける機会が与えられます。

愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

8 給与等

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、短大卒程度で公安職給料表1級13号給(現行給料月額184,844円)、高校卒程度で公安職給料表1級5号給(現行給料月額170,494円)が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類(学生証、運転免許証等)を持参の上、**午前8時30分(合格発表当日は、合格発表後)から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。**(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。)

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

| 開示請求できる人 | 開示内容 | 開示期間 | 開示場所 |
|-----------|---|------------------|-------------|
| 第1次試験不合格者 | 第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位 (ただし、一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名) | 第1次試験合格発表の日から1月間 | 愛媛県人事委員会事務局 |
| 第2次試験受験者 | 第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位 (ただし、一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名) | 第2次試験合格発表の日から1月間 | |

愛媛県以外の都府県の試験結果の開示については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

10 問い合わせ先等

| | | |
|--------------------------------------|--|---|
| <p>スポーツ加点申請書 提出先 問い合わせ先</p> | <p>愛媛県人事委員会事務局 採用給与課 任用試験係 〒790 - 8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2 電話 089 - 912 - 2826 ホームページ http://www.pref.ehime.jp/employment/</p> | |
| <p>問い合わせ先</p> | <p>愛媛県警察本部 警務課 〒790 - 8573 松山市南堀端町 2 番地 2 電話 089 - 934 - 0110 内線2621・2623・2626・2627 フリーダイヤル 0120 - 204 - 724</p> | |
| <p>愛媛県以外の 都府県に関する 問い合わせ先</p> | <p>警視庁採用センター 電話 0120 - 314 - 372 大阪府警察官採用センター 電話 0120 - 370 - 314</p> | <p>神奈川県警察本部警務課採用係 電話 0120 - 03 - 4145 兵庫県警察官採用センター 電話 0120 - 145 - 314</p> |

○愛媛県人事委員会公告第9号

平成28年度愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者試験公告

平成28年 7月 5日

愛媛県人事委員会

愛媛県警察本部

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

| 試験区分 | 採用予定人員 | 職務内容 |
|-------|--------|--|
| 高校卒程度 | 6人程度 | 個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。 |

2 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) 昭和61年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた女子（学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者及び大学等を平成29年3月末日までに卒業する見込みの者は、除く。）

3 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。
なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

| 区分 | 試験・検査種目 | 配点 | 試験の内容 | | | | | | | | | | | | |
|-----------|------------------------|---|--|----|----|--------------------|--------------|------------------------|---------------|-------|--------------|-------|-------|-----------|-------|
| 第1次試験 | 教養試験 | 50点 | 高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間） | | | | | | | | | | | | |
| | 体力試験 | 20点 | <p>職務遂行に必要な体力について、試験を行います。</p> <table border="1" data-bbox="430 1617 1029 1890"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>反復横とび</td> <td>40回以上 / 20秒間</td> </tr> <tr> <td>握力</td> <td>25kg以上（左右の平均）</td> </tr> <tr> <td>上体起こし</td> <td>15回以上 / 30秒間</td> </tr> <tr> <td>腕立て伏せ</td> <td>15回以上</td> </tr> <tr> <td>20mシャトルラン</td> <td>35回以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>基準に達しない種目が2種目以上ある場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。</p> | 種目 | 基準 | 反復横とび | 40回以上 / 20秒間 | 握力 | 25kg以上（左右の平均） | 上体起こし | 15回以上 / 30秒間 | 腕立て伏せ | 15回以上 | 20mシャトルラン | 35回以上 |
| | 種目 | 基準 | | | | | | | | | | | | | |
| 反復横とび | 40回以上 / 20秒間 | | | | | | | | | | | | | | |
| 握力 | 25kg以上（左右の平均） | | | | | | | | | | | | | | |
| 上体起こし | 15回以上 / 30秒間 | | | | | | | | | | | | | | |
| 腕立て伏せ | 15回以上 | | | | | | | | | | | | | | |
| 20mシャトルラン | 35回以上 | | | | | | | | | | | | | | |
| スポーツ加点 | 5点 | <p>柔道、剣道又は他のスポーツの資格等について、基準を満たしている場合は加点します。（詳細は、別表「加点の申請について」を参照）</p> <table border="1" data-bbox="430 2011 1460 2136"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柔道</td> <td>2段以上（講道館認定の段位に限る。）</td> </tr> <tr> <td>剣道</td> <td>2段以上（全日本剣道連盟認定の段位に限る。）</td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | 基準 | 柔道 | 2段以上（講道館認定の段位に限る。） | 剣道 | 2段以上（全日本剣道連盟認定の段位に限る。） | | | | | | | |
| 項目 | 基準 | | | | | | | | | | | | | | |
| 柔道 | 2段以上（講道館認定の段位に限る。） | | | | | | | | | | | | | | |
| 剣道 | 2段以上（全日本剣道連盟認定の段位に限る。） | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | スポーツ歴 全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）で、日本選手権、国民体育大会、大学選手権、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会又はこれらに準ずる大会への選手としての出場経験 | | | | | | | | |
|-------|-----------------------------------|-----|---|----|----|----|-----------------------------------|----|----------|-----|------------------------|
| | 身体検査 | - | 職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、検査を行います。 <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> <tr> <td>視力</td> <td>両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。</td> </tr> <tr> <td>聴力</td> <td>完全であること。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>身体に障害その他の異常がなく健康であること。</td> </tr> </table> <p>基準に達しない項目がある場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。</p> | 項目 | 基準 | 視力 | 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 | 聴力 | 完全であること。 | その他 | 身体に障害その他の異常がなく健康であること。 |
| 項目 | 基準 | | | | | | | | | | |
| 視力 | 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 | | | | | | | | | | |
| 聴力 | 完全であること。 | | | | | | | | | | |
| その他 | 身体に障害その他の異常がなく健康であること。 | | | | | | | | | | |
| 第2次試験 | 口述試験 | 75点 | 人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。 | | | | | | | | |
| | 作文試験 | 30点 | 識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間） | | | | | | | | |
| | 適性検査 | - | 職務遂行に必要な適性について、検査を行います。 | | | | | | | | |
| | 身体精密検査 | - | 職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。 なお、弁色力については、次の基準で検査を行います。 職務遂行に支障がないこと。 検査の結果によっては、再検査を行った上で判定します。 | | | | | | | | |

- (2) 第1次試験合格者は、第1次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第1次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第2次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載しています。
 また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。
- (5) 第1次試験の1日目は、体力試験及び身体検査に適した服装で来てください。

別表 加点の申請について

| 項目 | 証明書類 | 申請方法 |
|-------|--|--|
| 柔道 | 講道館が認定した段位を証明する書類の写し | 受験申込時にスポーツ加点を申請する旨を入力した上で、「スポーツ加点申請書」及び「証明書類」を、簡易書留郵便による郵送又は持参により愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。（提出期限：平成28年9月5日（月）午後5時15分（必着）） スポーツ歴の全国大会参加の証明書類として、「出身校による全国大会参加証明書（原本）」以外の書類を提出された場合は、原本確認又は追加書類の提出を求める場合があります。（この場合、第1次試験（1日目）当日の受付終了時までに証明書類の原本又は追加書類を提出してください。） なお、次のいずれかに該当する場合は、加点しません。 (1) 加点基準を満たさない場合（基準を満たす事実が確認できない場合を含む。） (2) 受験申込時に、スポーツ加点を申請する旨の入力がない場合（申込み完了後の申込内容の変更はできませんので注意してください。） (3) 期限までに「スポーツ加点申請書」及び「証明書類」の提出がない場合（申請書と証明書類両方の提出が必要です。また、証明書類の原本確認又は追加書類の提出に応じられない場合も加点しません。） |
| 剣道 | 全日本剣道連盟が認定した段位を証明する書類の写し | |
| スポーツ歴 | 出身校による全国大会参加証明書（原本）又は 次の(1)、(2)の両方が証明できる書類の写し (1) 地区予選を経た全国大会であること (2) 大会に選手として出場したこと (1)は基準で例示している全国大会の場合は不要 (2)は氏名、大会名及び開催年月が明記されたものであること | |

4 試験日、試験会場及び合格発表

| 区分 | 試験日 | 試験・検査種目 | 試験会場 | 合格発表 |
|-------|--|--------------|--------------------------|---------------------------|
| 第1次試験 | 平成28年10月15日（土） 午前8時30分から午後5時30分までのうち 人事委員会が指定する時間 （遅刻した場合は受験できません。） | 体力試験 身体検査 | 松山北高等学校 （松山市文京町4番地1号） | 10月下旬 第1次試験当日にお知らせします。 |
| | 平成28年10月16日（日） 午前9時から午後0時まで [受付時間：午前8時から午前8時45分] 遅刻した場合は受験できません。 | 教養試験 | | |
| 第2次試験 | 11月中旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。 | | | 12月上旬 |

体力試験及び身体検査の受付時間は、受験票に記載します。（「6 受験票の交付」参照）

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、ホームページにも掲載します。

5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

なお、受付期間は次のとおりです。

平成28年 8月18日（木）午前 8時30分から 9月 5日（月）午後 5時15分まで

原則、郵送や持参による申込みは受け付けできませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合には、8月29日（月）までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください。（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。）
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前 8時30分から午後 5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます。（必ず電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。）
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。10月 7日（金）までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、**体力試験及び身体検査の受付時間**など記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第 1次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者として、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。

この名簿は、原則として、平成29年 4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から 1年間です。

- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（警察本部長）が選考を行い、決定します。したがって、**名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。**

- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、10か月間初任教養を受けた後、県内各警察署に配置されます。

- (4) 警察官は、誰でも実力次第で昇任することができ、管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教養を受ける機会が与えられます。

8 給与等

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、短大卒程度で公安職給料表 1級13号給（現行給料月額184,844円）、高校卒程度で公安職給料表 1級 5号給（現行給料月額170,494円）が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第 1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）を持参の上、午前 8時30分（合格発表当日は、合格発表後）から午後 5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。）

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

| 開示請求できる人 | 開 示 内 容 | 開示期間 | 開 示 場 所 |
|------------|---|--------------------|---------|
| 第 1次試験不合格者 | 第 1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位 （ただし、一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名） | 第 1次試験合格発表の日から 1月間 | |

| | | | |
|-----------------|---|---------------------------------|-----------------------|
| 第 2 次 試 験 受 験 者 | 第 1 次 試 験 の 試 験 種 目 別 得 点、 合 計 得 点 及 び 順 位 並 び に 第 2 次 試 験 の 試 験 種 目 別 得 点、 合 計 得 点 及 び 順 位 (た だ し、 一 定 の 基 準 に 達 し な い 試 験 種 目 又 は 検 査 種 目 が あ る 者 に つ い て は、 順 位 に 代 えて 当 該 試 験 種 目 名 又 は 検 査 種 目 名) | 第 2 次 試 験 合 格 発 表 の 日 か ら 1 月 間 | 愛 媛 県 人 事 委 員 会 事 務 局 |
|-----------------|---|---------------------------------|-----------------------|

10 問 い 合 わ せ 先 等

| | |
|------------------------------------|--|
| ス ポー ツ 加 点 申 請 書 提 出 先 問 い 合 わ せ 先 | 愛 媛 県 人 事 委 員 会 事 務 局 採 用 給 与 課 任 用 試 験 係 〒 790 - 8570 松 山 市 一 番 町 四 丁 目 4 番 地 2 電 話 089 - 912 - 2826 ホ ー ム ペ ー ジ http://www.pref.ehime.jp/employment/ |
|------------------------------------|--|

| | |
|-------------|---|
| 問 い 合 わ せ 先 | 愛 媛 県 警 察 本 部 警 務 課 〒 790 - 8573 松 山 市 南 堀 端 町 2 番 地 2 電 話 089 - 934 - 0110 内 線 2621・2623・2626・2627 フ リ ー ダ イ ヤ ル 0120 - 204 - 724 |
|-------------|---|

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

○ 愛 媛 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 44 号

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 2 編 第 5 章 及 び 地 方 教 育 行 政 の 組 織 及 び 運 営 に 関 す る 法 律 (昭 和 31 年 法 律 第 162 号) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 直 接 請 求 の 要 件 と な る べ き 選 挙 権 を 有 す る 者 の 数 は、 次 の と お り で あ る。

平 成 28 年 7 月 5 日

愛 媛 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 大 塚 岩 男

1 直 接 請 求 (県 議 会 議 員 の 解 職 請 求 を 除 く。) の 要 件 と な る べ き 選 挙 権 を 有 す る 者 の 数

- (1) 選 挙 権 を 有 す る 者 の 総 数 1,192,404
- (2) 選 挙 権 を 有 す る 者 の 総 数 の 50 分 の 1 の 数 23,849
- (3) 80 万 を 超 え る 数 に 8 分 の 1 を 乗 じ て 得 た 数 と 40 万 に 6 分 の 1 を 乗 じ て 得 た 数 と 40 万 に 3 分 の 1 を 乗 じ て 得 た 数 と を 合 算 し て 得 た 数 249,051

2 県 議 会 議 員 の 解 職 請 求 の 要 件 と な る べ き 選 挙 権 を 有 す る 者 の 数

| 選 挙 区 別 | 選 挙 権 を 有 す る 者 の 総 数 | 同 左 の 3 分 の 1 の 数 (松 山 市 ・ 上 浮 穴 郡 選 挙 区 に あ っ て は、 同 左 の 40 万 を 超 え る 数 に 6 分 の 1 を 乗 じ て 得 た 数 と 40 万 に 3 分 の 1 を 乗 じ て 得 た 数 と を 合 算 し て 得 た 数) |
|-------------------|-----------------------|--|
| 伊 予 郡 | 44,231 | 14,744 |
| 南 宇 和 郡 | 20,160 | 6,720 |
| 松 山 市 ・ 上 浮 穴 郡 | 440,410 | 140,069 |
| 今 治 市 ・ 越 智 郡 | 144,744 | 48,248 |
| 宇 和 島 市 ・ 北 宇 和 郡 | 81,831 | 27,277 |
| 八 幡 浜 市 ・ 西 宇 和 郡 | 40,205 | 13,402 |
| 新 居 浜 市 | 102,067 | 34,023 |
| 西 条 市 | 93,654 | 31,218 |
| 大 洲 市 ・ 喜 多 郡 | 53,604 | 17,868 |
| 伊 予 市 | 32,180 | 10,727 |
| 四 国 中 央 市 | 75,993 | 25,331 |
| 西 予 市 | 34,897 | 11,633 |

| | | |
|-------|--------|-------|
| 東 温 市 | 28,428 | 9,476 |
|-------|--------|-------|

雑 報

○ 公 告

平 成 28 年 度 行 政 書 士 試 験 の 実 施 に つ い て

行 政 書 士 法 (昭 和 26 年 法 律 第 4 号) 第 4 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 愛 媛 県 知 事 か ら 一 般 財 団 法 人 行 政 書 士 試 験 研 究 セ ン タ ー に 委 任 さ れ た 行 政 書 士 試 験 に つ い て、 行 政 書 士 試 験 の 施 行 に 関 す る 定 め (平 成 11 年 自 治 省 告 示 第 250 号) 第 8 に 基 づ き、 次 の と お り 公 示 し ま す。

平 成 28 年 7 月 5 日

一 般 財 団 法 人 行 政 書 士 試 験 研 究 セ ン タ ー
理 事 長 磯 部 力

- 1 試 験 期 日
平 成 28 年 11 月 13 日 (日) 午 後 1 時 か ら 午 後 4 時 ま で
- 2 愛 媛 県 に お け る 試 験 場 所
松 山 市 大 可 賀 2 - 1 - 28 アイテムえひめ
- 3 試 験 の 科 目 及 び 方 法

(1) 試 験 の 科 目

| 試 験 科 目 | 内 容 等 |
|--|---|
| 行 政 書 士 の 業 務 に 関 し 必 要 な 法 令 等 (出 題 数 46 題) | 憲 法、 行 政 法 (行 政 法 の 一 般 的 な 法 理 論、 行 政 手 続 法、 行 政 不 服 審 査 法、 行 政 事 件 訴 訟 法、 国 家 賠 償 法 及 び 地 方 自 治 法 を 中 心 と す る。)、 民 法、 商 法 及 び 基 礎 法 学 の 中 か ら そ れ ぞ れ 出 題 し、 法 令 に つ い て は、 平 成 28 年 4 月 1 日 現 在 施 行 さ れ て い る 法 令 に 関 し て 出 題 し ま す。 |
| 行 政 書 士 の 業 務 に 関 連 す る 一 般 知 識 等 (出 題 数 14 題) | 政 治 ・ 経 済 ・ 社 会、 情 報 通 信 ・ 個 人 情 報 保 護、 文 章 理 解 |

(2) 試 験 の 方 法

- ア 試 験 は、 筆 記 試 験 に よ っ て 行 い ま す。
- イ 出 題 の 形 式 は、「 行 政 書 士 の 業 務 に 関 し 必 要 な 法 令 等 」 は

択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

記述式は、40字程度で記述するものを出题します。

4 受験手数料

7,000円

受験手数料の払込み方法については、試験案内を御覧ください。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。

また、一旦払い込まれた受験手数料は、天災等の事由により、試験を実施しないこととした場合等以外は返還しません。

5 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

平成28年 8月 1日(月) から 9月 2日(金) まで

イ 受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒により必ず簡易書留郵便で郵送してください(あて先は印刷されています。)。9月2日の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類

受験願書一式(配布場所についてはエを御覧ください。)

エ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

(ア) 郵送配布

配布期間 平成28年 8月 1日(月) から 8月26日(金) まで

郵送を希望する方は、140円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒(角形2号:A4サイズ of 用紙が折らずに入る大きさ)を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、次のあて先まで郵便で請求してください(8月26日必着のこと。)

名称等 一般財団法人行政書士試験研究センター

(あて先) 〒100-8779

日本郵便株式会社 銀座郵便局留

(イ) 窓口配布

a 配布期間

平成28年 8月 1日(月) から 9月 2日(金) まで

b 配布場所

別表に掲げる場所

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

(ア) 顔写真の画像データ(高さ4:幅3の割合のもの)を用意してください。

(イ) 一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。

なお、申込完了メール不着等インターネット出願システムに関するお問い合わせ先は、ホームページに掲載します。

イ 受付期間

(ア) 平成28年 8月 1日(月) 午前9時から 8月30日(火) 午後5時まで

この出願システムは、8月30日(火) 午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、接続中(入力中)であっても申込みができなくなりますので御注

意ください。

(イ) 受付最終日(8月30日(火))は大変混雑し、インターネットが繋がりにくくなることが予想されますので、余裕を持って早めに申し込んでください。

ウ 受験手数料の払込み

(ア) 受験手数料は、クレジットカード(申込者本人名義のもの)に限ります。)又はコンビニエンスストアで払い込んでください。

(イ) 利用できるクレジットカード

VISA、Master、UC、JCB、アメリカン・エクスプレス、Diners

(ウ) 利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、セイコーマート、サークルK、サンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、スリーエフ

(3) 連絡先(問い合わせ先)

一般財団法人行政書士試験研究センター

郵便番号 102 0082

所在地 東京都千代田区一番町25番地

全国町村議会館3階

電話番号 03 3263 7700

6 特例措置の実施

(1) 身体の機能に障がいのある方等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど、受験に際して必要な措置を希望される方には、障がい等の状況により希望される措置を行うことがあります。

(2) 受験に際して必要な措置を希望される場合は、受験申込み(「郵送による受験申込み」又は「インターネットによる受験申込み」)をする前に、必ず当センターまで御相談ください。

7 合格発表の日時及び方法

(1) 日時

平成29年 1月31日(火) 午前9時

(2) 方法

一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)します。なお、公示後、受験者には合否通知書を郵送します。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)でも合格者の受験番号を公表(公表開始時間は、合格発表日の午前中)します。

別表(5関係) 愛媛県における試験案内及び受験願書の配布場所

| 配布場所 | 所在地 | 配布時間 |
|--------------------|--------------|---------------|
| 愛媛県総務部総務管理局 局私学文書課 | 松山市一番町4-4-2 | 午前8時 30分から |
| 愛媛県東予地方局総務企画部総務県民課 | 西条市喜多川796-1 | 午後5時 15分まで |
| 愛媛県東予地方局今治支局総務県民室 | 今治市旭町1-4-9 | |
| 愛媛県中予地方局総務企画部総務県民課 | 松山市北持田町132 | |
| 愛媛県南予地方局八幡浜支局総務県民室 | 八幡浜市北浜1-3-37 | |
| 愛媛県南予地方局総務企画部総務県民課 | 宇和島市天神町7-1 | |

| | | |
|----------|--------------------------|-------------------------|
| 愛媛県行政書士会 | 松山市錦町98 - 1 愛媛県行政書士会館 | 午前 9 時 から午後 5 時まで |
|----------|--------------------------|-------------------------|

注 土曜日及び日曜日は、配布しません。